2022年7月募集以降

もしものときにご家族の笑顔をサポートする

かぞくエール

みどりの収入保障保険

無配当収入保障保険（無解約払戻金型）

年金年額
90万円

女性専用
（告知書扱）

- 万一のときに、のこされたご家族の生活を年金でサポート!
- 所定の高度障害状態になられたときでも年金をお支払いします!

安心の未来を託す。
みどり生命

かそくエール

＼もしものときに／

のこされたご家族の生活 や夢を年金でサポート

■でも、**もしものことがあったら**日々の生活はどうなっていくでしょうか?

もし私に万が一のことがあったら…

どうなっちゃうのかな…?

仕事をしながら　育児…家事…

収入の減少
家事の外部委託…

のこされた
家族の負担　は大きいようです

ママの代わりはいないけど

せめて**経済的なサポート**
だけでもしたいですね

かそくエール 万が一のときの安心をお 手頃な保険料で…

万一のとき、
保険期間満了まで毎年90万円の年金がご家族のもとへ

30歳女性

保険期間／保険料払込期間:60歳満了
年金年額90万円

高度障害のとき、
保険期間満了までご自身が毎年、年金を受け取れます

亡くなった時だけじゃない!
事故や病気で障害を負ったときも家族に負担をかけたくない
そんなあなたの味方です

高度障害事例 階段から誤って転倒。その結果、脊髄を損傷したことにより終身常に介護を要する状態と診断された。

たとえば…

90万円 90万円 90万円 90万円 90万円 ・・・・・・ 90万円

60歳満了

30歳時 ご契約後1年以内 に支払事由に該当 毎年 90万円×30年 合計 **2,700万円**

40歳時 ご契約後10年と6カ月目 に支払事由に該当 毎年 90万円×20年 合計 **1,800万円**

50歳時 ご契約後20年と6カ月目 に支払事由に該当 毎年 90万円×10年 合計 **900万円**

事故や病気で重い障害を負ったときも年金がもらえるなら安心ね

万一のとき、毎年の年金で…

子どもの教育費や習い事に…

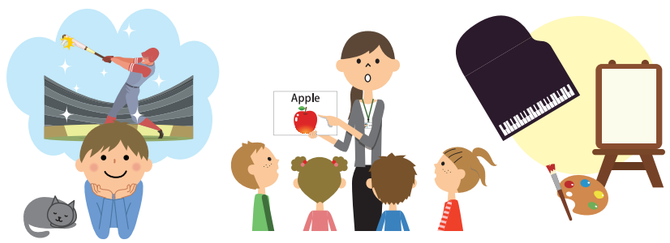

夢はあきらめないでほしい

家族旅行やレジャー資金に…

いろんな体験をして思い出を作ってほしい

生活費の助けに…

今までと変わらない生活をしてほしい

かそくエール 女性のための保障、どのよ うにかんがえればいいのでしょうか?

夫が亡くなると公的な遺族年金が受け取れるって聞いたけど…

私に万が一があったときの公的年金は?

専業主婦が亡くなった場合でも
お子さまのいるご家庭で一定の要件を満たせば
のこされたご家族は遺族年金を
受け取ることができます‼

■公的遺族年金とは

公的年金制度は職業にかかわらず20歳以上60歳未満の人が共通して加入する国民年金(基礎年金)と会社員・公務員などが加入する厚生年金があります。専業主婦は国民年金に加入しているのでお子さまのいる世帯であれば遺族基礎年金が受け取れます。

公的遺族年金はいくらになるのでしょう?

■遺族基礎年金の受給要件と金額の計算

「子どものいる妻・夫」もしくは「子ども」が受給できます。年金額は定額で、子どもの人数に応じて加算があります。

(子どもとは、18歳到達年度の末日までの子どものほか、20歳未満で1級・2級の障害状態にある子どもも含みます。)

遺族基礎年金額

〈年額〉
基本額:780,900円(定額)
加算額:子ども2人目まで…1人につき224,700円
子ども3人目以降…1人につき 74,900円

子どものみが受給する場合は2人目から加算対象です。

18歳以下のお子さま3人のママさん(専業主婦)が亡くなったときに夫が受け取る遺族年金額の計算
遺族基礎年金+1人目の子の加算+2人目の子の加算+3人目の子の加算
780,900円+224,700円+224,700円+74,900円=1,305,200円

自営業・専業主婦

(2021年度価格)
(単位:万円)

月収にかかわらず一律	遺族基礎年金							
	夫のみ		夫と子1人		夫と子2人		夫と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
	0.0	0.0	100.5	8.3	123.0	10.2	130.5	10.8

*厚生年金に加入されていれば一定の要件の下で遺族厚生年金が受け取れます
*生命保険文化センター「遺族保障ガイド」(2021年12月改訂版)を基にみどり生命にて作成
*実際の年金の支払いは、年額を6等分した金額が2カ月ごと(偶数月)に、端数は最終支払月(2月)にまとめて支給されます。

\ご存じですか?/ 家事を担う方が亡くなる、障害を負うときの経済的損失。

■父子家庭となった世帯の所得は児童のいる世帯の平均所得金額より155.8万円ほど少ないようです

厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」「平成28年度 国民生活基礎調査の概況」
注:父子世帯所得の平均額については「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」の平均収入

■家事を外部業者に委託すると…

家事を外部業者に委託した場合にかかると思われる金額(1日あたり)

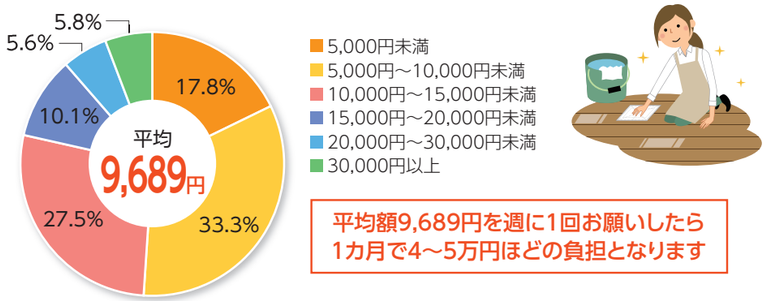

平均額9,689円を週に1回お願いしたら
1カ月で4~5万円ほどの負担となります

エフピー教育出版「平成30年度サラリーマン世帯生活意識調査」

かそくエール 保障内容と選べる年金受 取方法・保険料表

保障内容

■万一のとき、高度障害状態になられたとき、年金を受け取れます

毎年の年金額は変わりませんが、死亡・所定の高度障害状態になった契約年度によりお受け取りいただく期間と年金の総額が変わります。（保険期間の経過により、年金受取総額は毎年減少していきます。）

年金をお支払する場合（支払事由）

年金の種類	年金をお支払いする場合（支払事由）	支払額	受取人
遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	年金年額	遺族年金受取人
高度障害年金	被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき	年金年額	被保険者

高度障害年金のお支払い対象となる「所定の高度障害状態」は次の通りです。

たとえばこんなとき…

○両眼の視力を全く永久に失ったもの
○言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
○中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
○胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
○両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
○両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
○1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
○1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

あなたの日々の生活に思いがけないリスクが!

階段から誤って転倒。その結果、脊髄を損傷したことにより終身常に介護を要する状態と診断された。

■次のような状態のときには以後の保険料の払込が免除になります

被保険者が不慮の事故によって「所定の身体障害状態」に該当したとき、以後の保険料のお払い込みは不要です。

「所定の身体障害状態」は次の通りです。

たとえばこんなとき…

○1眼の視力を全く永久に失ったもの
○両耳の聴力を全く永久に失ったもの
○1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
○1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
○10手指の用を全く永久に失ったもの
○1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
○10足指を失ったもの
○脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

あなたの日々の生活に思いがけないリスクが!

帰宅途中、交通事故に巻き込まれた。その結果、足を開放骨折したことにより、切断を余儀なくされた。

＊責任開始時以後に生じた不慮の事故による傷害で、その事故の日から180日以内に所定の身体障害状態に該当した場合に限ります。

払込方式と年金受取方法

【ご契約例】30歳女性　保険期間/保険料払込期間:60歳満了　年金年額:90万円　年金支払保証回数:2回

■保険料の払込方式は平準払いとなります

平準払込方式

保険料が保険料払込期間を通じて一定の払込方式です。

[例]保険期間（30年間）における払込保険料累計:600,480円

ご加入時の保険料1,668円
保険料は、60歳満了時まで変わりません。

30歳ご契約 ― 60歳満了

■年金のお受取方法が選べます

被保険者が40歳で支払事由に該当された場合の例です。

①年金受取

保険期間満了まで、毎年の年金をお受け取りいただけます。

毎年90万円 / 毎年90万円 / 毎年90万円 …… 毎年90万円　年金受取総額 1,800万円

40歳死亡 ― 60歳満了

②一時受取 例1

年金の現価相当額※を一時金としてお受け取りいただけます。

一時金 約1,708万円　一時受取金額 1,708万円

40歳死亡

③一時受取 例2

年金支払期間の途中で残りの年金の全部を一時金でお受け取りいただけます。

毎年90万円 / 毎年90万円 …… 一時金 約444万円　受取総額 1,794万円

40歳死亡 ― 55歳

※年金の現価相当額とは将来の年金を支払うために必要なその時点における金額のことをいいます。
＊一時金で受け取る場合、通常、年金で受け取るよりも、受取総額は少なくなります。
＊一時受取りを希望した時から、次の年金支払予定日までの期間によって受取金額が異なる場合があります。

保険料表

保険期間/保険料払込期間60歳満了

契約年齢（歳）	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
平準払込方式	1,428	1,445	1,461	1,478	1,496	1,513	1,532	1,551	1,572	1,595	1,619
契約年齢（歳）	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
平準払込方式	1,643	1,668	1,692	1,714	1,734	1,754	1,770	1,784	1,796	1,804	1,810

※年金年額90万円の場合
※ご契約年齢とは、契約日における被保険者の年齢（満年齢）です。

かそくエール Q&A

Q 年金を受け取れない場合はありますか?

A たとえば、次のような場合があります。

○故意または重大な過失により、事実と異なることを告知し「告知義務違反」としてご契約が解除されたとき
○保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効となったとき
○責任開始日から3年以内に被保険者が自殺したとき
○保険契約者、被保険者の故意により高度障害状態に該当したときなど

Q 遺族年金を受け取る際の税務の取扱いはどのようになりますか?

A 契約者・被保険者・受取人の関係によって、以下のとおり税務の取扱いが異なります。

契約形態	年金として受け取る場合		一時金として受け取る場合
	被保険者の死亡時	年金受取り時	
①契約者と被保険者が同一の場合 【例】契約者 被保険者 年金受取人	相続税*1 年金の受給権評価額に対して課税	所得税*2 (雑所得)	相続税
②契約者と年金受取人が同一の場合 【例】契約者 被保険者 年金受取人	——		所得税 (一時所得)
③契約者・被保険者・年金受取人がそれぞれ別人の場合 【例】契約者 被保険者 年金受取人	贈与税 年金の税法上の評価額に対して課税		贈与税

*1 遺族年金の受取人が相続人の場合、「500 万円 × 法定相続人の数」までの金額が相続税の非課税限度額となります。
*2 例①③で年金として受け取る場合、受給初年度を除く毎年の年金は、相続税・贈与税の課税対象部分を除いた部分が雑所得となり、所得税が課税されます。

Q 保険期間中に解約した場合、解約払戻金はありますか?

A この保険には解約払戻金はありません。

税務の取扱い等については2021年1月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。今後取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

代理請求制度(代理請求に関する特則)について

以下のようなときに、指定した代理請求人(指定代理請求人)が年金の請求などをすることができます。

請求を行う意思表示が困難である等の特別な事情があるため
- 高度障害年金の受取人が高度障害年金を請求できないとき
- 被保険者と保険契約者が同一の場合で、その保険契約者が保険料の払込免除を請求できないとき

代理請求人は保険契約者が、被保険者の同意を得て、あらかじめ指定します(指定代理請求人)。

指定代理請求人の範囲
- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者の兄弟姉妹(兄弟姉妹がいないときは甥姪)
- 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族

*上記以外でも会社所定の書類等で事実確認ができれば認められる場合があります。

詳しくはご契約のしおり・約款をご確認ください。

ご家族登録サービスについて

「安心のご家族登録サービス」にお申し込みいただくと

1 登録したご家族さまが、ご契約者さまに代わってご契約内容についてお問い合わせいただけます。

2 災害時など、みどり生命がご契約者さまと連絡が取れない場合、登録したご家族さまにご契約者さまの連絡先の確認を行います。ご契約者さまの連絡先が判明することで、ご契約者さまはみどり生命からの重要なご案内をお受け取りいただけます。

- 「安心のご家族登録サービス」とは、当社のご契約に関する情報を、ご契約者さまのご家族さまにも提供できるように、事前にご契約者さまよりそのご家族さまを指定・登録いただく制度です。みどり生命では、迅速・確実に遺族年金などの請求手続きができるよう、遺族年金受取人さまを当制度に登録することを推奨しています(「ご契約者さま」=「遺族年金受取人さま」の場合は、被保険者さまを登録することを推奨しています)。
- お申し込みにあたっては「安心のご家族登録サービス」のご案内を確認ください。

契約概要

■この「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
■ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご理解・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

保障内容について

年金の種類	年金をお支払いする場合（支払事由）	支払額	受取人
遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	年金年額	遺族年金受取人
高度障害年金	被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき	年金年額	被保険者

商品名称・保険期間・契約年齢などについて

名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
無配当収入保障保険（無解約払戻金型）	60歳満了	60歳まで	満18歳～満39歳

責任開始時について

お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社がお引き受けを承諾した場合、第1回保険料のお払い込みと告知がともに完了したときから、当社は保険契約上の責任を開始します。

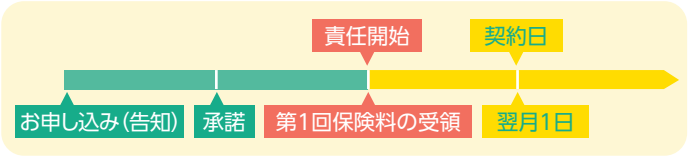

保険料の払込方法と保険契約の失効について

- 保険料のお払い込みは口座振替となります。
- 第2回目以降の保険料については、払込期月の前月内にお払い込みください。なお、払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- 払込猶予期間内にお払い込みがない場合、保険契約は効力を失います。（失効）

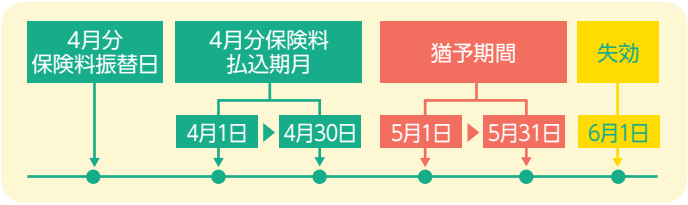

特約と配当金について

特約・配当金はありません。

解約と払戻金について

解約払戻金はありません。

ご契約の際には、「注意喚起情報（その他特にご確認いただきたい事項を含む）」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。
「ご契約のしおり・約款」記載事項の例
●お申し込みの撤回（クーリング・オフ）について●健康状態等の告知義務について●年金などをお支払いできない場合について●解約と払戻金について●契約内容の変更等について

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

お取り扱い（募集代理店）

商品等のお問い合わせは下記の募集代理店までご連絡ください。

（引受生命保険会社）

みどり生命保険株式会社

〒114-8595　東京都北区王子6-3-43
ホームページ　https://midori-life.com/

■お問い合わせ先■
みどり生命お客さまサービスセンター
0120-566-322
【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

GY-344-16（22.07）